

用語解説集

【ア行】

● アジア不拡散協議

(Asian Senior-level Talks on Non-Proliferation : ASTOP)

2003年11月13日、東京にて、ASEAN、韓国そしてアジア地域の安全保障に共通の利益を持つ米・豪の局長級の不拡散政策担当者を招き、開催したアジアにおける不拡散問題に関する初の局長級協議。アジアにおける大量破壊兵器・ミサイル関連物資等の不拡散に対する取り組み強化・認識の向上、及び、2003年5月に発足した拡散に対する安全保障構想（PSI）をアジア諸国に紹介し、PSIへの協力の態様等について議論。その結果、大量破壊兵器・ミサイルやその関連物資・技術の拡散防止が、国際社会の平和と安全に極めて重要であるとの認識が共有されたほか、参加者より、アジアにおける不拡散体制強化の方向性について様々な建設的な提案がなされるなど、活発な意見交換が行われた。PSIに関する豪、日本、米による詳細な説明が他の参加者から歓迎され、PSIの様々な側面に関し、有益な意見交換がなされた。また、協議の締めくくりには議長サマリーがまとめられ、発表された。

● 宇宙空間における軍備競争の防止

(Prevention of Arms Race in Outer Space: PAROS)

宇宙空間の軍事的利用については、宇宙条約その他の国際条約で規定されており、一定の枠組が存在するが、1978年、第1回国連軍縮特別総会最終文書において、「宇宙空間における軍備競争の防止」のために更に追加的措置が取られるべきであるとされた。1985～94年にかけてジュネーブ軍縮会議にアドホック委員会が設けられ、新たな条約の締結の必要性等について協議されたが、結局、議論は収束しなかった。なお、1997年以降、ジュネーブ軍縮会議では交渉テーマに関する各国の立場の調整がつかず停滞状況に陥り、PAROSについても実質的な議論は行われていない。

● NPT 運用検討会議 (The NPT Review Conference)

NPT第8条第3項の規定により、5年に一回、NPTの運用状況について検討する締約国会議。1995年の運用検討会議（NPT Review and Extension Conference）では、NPTの無期限延長が決定され、2000年の運用検討会議では、核兵器国による全面的核廃絶に係る「明確な約束」をはじめ、核軍縮に係る現実的措置を含む「最終文書」が採択された。今回の運用検討会議は2005年に開催予定。

- 欧州通常戦力条約

(The Treaty on Conventional Armed Forces in Europe: CFE)

冷戦時の東西両陣営の対峙を前提として、北大西洋条約機構(NATO)とワルシャワ条約機構(WTO)との間で、低いレベルの通常戦力の均衡を図ることを目的とした、通常戦力に関する戦後初めての軍備管理・軍縮条約。NATO加盟国、ソ連(当時)等が署名、1992年発効。

- オーストラリア・グループ (Australia Group: AG)

化学・生物兵器の開発・製造に使用しうる関連汎用品及び技術の輸出管理を通じて、化学・生物兵器の拡散を防止することを目的とする輸出管理レジーム。33カ国で構成される。1985年設立。

【力行】

- 化学兵器 (Chemical Weapons : CW)

化学兵器禁止条約では次のように規定されている。「生命活動に対する化学作用により、人または動物に対し、死、一時的に機能を著しく害する状態または恒久的な害を引き起こし得る化学物質及びその前駆物質ならびにこうした物質を放出するために特別に設計された弾薬類及び装置。」

- 化学兵器禁止機関

(Organization for the Prohibition of Chemical Weapons: OPCW)

化学兵器禁止条約(CWC)の発効に伴い1997年5月オランダのハーグに設置された国際機関。CWCに基づき化学兵器の廃棄のために化学兵器及び生産施設の廃棄の進捗を、査察を通じて検証し、また化学兵器の不拡散のために毒性化学物質を扱う産業施設等に対しても査察を行っている。

- 化学兵器禁止条約 (Chemical Weapons Convention: CWC)

正式名称は「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約 (Convention on the Prohibition of the Development, Production, Stockpiling and Use of Chemical Weapons and on their Destruction)」。開発、生産、保有を含めた化学兵器の全面的禁止及び厳密な検証制度を特長とする条約。1997年発効。2003年12月末現在の締約国数は158カ国。この条約に基づき、化学兵器禁止機関 (Organization for Prohibition of Chemical Weapons : OPCW) が1997年5月にハーグに設立され、世界的な化学兵器の軍縮及び不拡散の実施の任に当たっている。

●（日本提出の）核軍縮決議

日本が、1994年以来毎年、国連総会第一委員会に提出している核廃絶のための決議。1994年から1999年までは、「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮」(Nuclear Disarmament with a view to the Ultimate Elimination of Nuclear Weapons) 決議案を提出し、圧倒的多数の国の支持を得てきた。この決議は、核兵器国に核廃絶が「究極的目標」であることを認識させることに貢献した。2000年NPT運用検討会議で、核兵器国が、核兵器の全面的廃絶に係る「明確な約束」について合意したことにより、「究極的核廃絶」決議はその役割を終えた。これを受けて、日本は2000年以降、全面的核廃絶に至る具体的道すじを示した「核兵器の全面的廃絶への道程」(A Path to the Total Elimination of Nuclear Weapons) 決議案を提出し、国際社会の圧倒的支援を従来同様受けている。

● 拡散に対する安全保障構想(Proliferation Security Initiative:PSI)

大量破壊兵器等関連物資の拡散を阻止するために、参加国が共同してとりうる措置を検討しようとの構想。2003年5月、ブッシュ米大統領が提唱し、日本を含む11カ国(米、日、英、伊、蘭、豪、仏、独、西、ポーランド、ポルトガル)が参加。

第3回パリ会合(2003年9月)では、国際法及び各国の関係国内法に基づき、拡散を阻止するための必要な措置を実施するとの「阻止原則宣言」に全参加国が合意。

● 核実験モラトリアム

核実験を自主的に一時停止すること。

● 核戦略

核兵器を安全保障を確保するための一手段として捉え、それによって構築された国家安全保障戦略。

● 核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム

1998年5月のインド、パキスタンによる核実験を受け、橋本総理、小渕外相(当時)のイニシアティブにより、核不拡散・核軍縮問題の将来のあり方について政策提言を行う目的で開催された賢人会議。日本国際問題研究所と広島平和研究所が共催し、17カ国1国際機関から世界的に著名な専門家合計23名が参加した。合計4回の会合を経て、1999年7月に報告書が纏められた。

● 核兵器

原子核の分裂又は核融合反応より生ずる放射エネルギーを破壊力又は殺傷力として使用する兵器。

● 核兵器不拡散条約

(Treaty on the Non-proliferation of Nuclear Weapons: NPT)

米露中英仏の5カ国を「核兵器国」と定め、それ以外の非核兵器国による核兵器取得等の禁止と保障措置の受け入れ、核兵器国による核軍縮のための誠実な交渉義務等を定めている国際条約。1968年成立し、1970年発効。日本は1976年批准。2004年1月現在の締約国は189カ国(国連加盟国の中で非締約国は、インド、パキスタン、イスラエル)。

● キャッチ・オール規制 (Catch-All Controls)

大量破壊兵器等の関連汎用品・技術の輸出管理を補完・強化することを目的とした規制で、輸出管理品目としてリストに載せられていない品目であっても、大量破壊兵器の開発等の懸念用途に用いられるおそれがあると判断される場合には、経済産業大臣の許可にかからしめる制度で、2002年4月に導入した。

日本では、①当該輸出貨物または技術が大量破壊兵器開発等に使用されるおそれがあるとして、輸出管理当局が定める要件に該当する場合(客観要件)、または、②そのおそれがあるとして輸出管理当局が輸出者に対して輸出許可申請すべきことを通知する場合(インフォーム要件)に、許可申請が必要とされる。

● クラスター爆弾(cluster munitions)

必ずしも明確な定義は存在しないが、一般には、多量の子爆弾を入れた大型の容器を空中から投下または、地上から発射し、地上からある程度の高度になった時、容器が開かれて、子爆弾が散布される仕組みの爆弾。

● 軍縮会議 (Conference on Disarmament: CD)

ジュネーブ軍縮会議ともいう。国際社会で唯一の多国間軍縮交渉機関。国連や他の国際機関から基本的に独立している。1959年に設立された「10カ国軍縮委員会」が、いくつかの変遷を経て、拡大・発展した。2004年現在の加盟国は65カ国。

● 軽水炉(Light Water Reactor: LWR)

水を減速材及び冷却材として用いる原子炉。重水を用いる一部の原子炉(重水炉)と区別して、通常の水(軽水)を減速材及び冷却材として用いる炉を軽水炉と呼ぶ。

● 携帯式地对空ミサイル

(Man-Portable Air Defence Systems : MANPADS)

一人あるいは少数で運搬、発射が可能な携帯式の地对空ミサイル。

航空機に対し多大な被害をもたらしうることから、MANPADSがテロリスト等の手に流出することは、特に民間航空機の安全な航行に対する大きな脅威となっている。

● 検証

条約の締約国が、その条約の義務を誠実に履行しているかどうかを確認する仕組み。伝統的な検証方法としては、締約国による申告、国際機関による現地査察という方法が採られている。

● 原子力基本法

日本の原子力に関する最も基本的な法律（1955年制定）。第2条により、日本の原子力活動は平和目的に厳しく限定されている。

● 原子力供給国グループ（Nuclear Suppliers Group: NSG）

核兵器開発に使用されうる資機材・技術の輸出管理を通じて核兵器の拡散を阻止することを目的とする輸出管理レジーム。40カ国が参加（2003年10月末時点）。原子力専用品・技術の規制指針であるロンドン・ガイドライン・パート1（1978年成立）と、原子力関連汎用品・技術の規制指針であるロンドン・ガイドライン・パート2（1992年成立）が存在する。

● 高濃縮ウラン

遠心分離法等により天然ウラン（核分裂するウラン-235の割合が0.7%）を濃縮することによって得られる、ウラン-235の濃縮度が20%以上であるウランをいう。核兵器に用いるには、一般的に濃縮度が90%以上である必要があると言われている。

● 小型核兵器

小型核兵器についての厳密な定義はないが、米国では1994会計年度国防予算授權法において、核出力5キロトン以下の核兵器を「低出力核兵器（low-yield nuclear weapon）」と定義している。一般に、この低出力核兵器が小型核兵器と呼ばれている。

● 小型武器（small arms and light weapons）

一般的に、狭義では、兵士一人で携帯、使用が可能な武器（自動拳銃、小銃等）を指すが、広義として、「軽武器」（重機関銃、携帯対戦車ミサイル等）及び「弾薬・爆発物」を併せた3種類の総称として用いられる。

● 国際科学技術センター

(International Science and Technology Center: ISTC)

旧ソ連下で大量破壊兵器の研究に従事していた科学者・研究者の国外流出を防止するために、これらの科学者・研究者が平和目的の研究プロジェクトに従事する機会を提供し、軍民転換を促進することを目的として設立された国際機関。参加国は、米、EU、カナダ、日本など。本部はモスクワにある。1994年発足。

● 国際監視制度(International Monitoring System: IMS)

国際監視制度はCTBTの遵守を検証する制度であり、世界337カ所に設置される4種類の監視観測所（地震学的監視観測所、放射性核種監視観測所、水中音波監視観測所及び微気圧振動監視観測所）により、CTBTにより禁止されている核兵器の実験的爆発又は他の核爆発が実施されたか否かを監視する制度。

● 国際原子力機関

(International Atomic Energy Agency: IAEA)

原子力の平和的利用を促進するとともに、原子力が軍事的に利用されないことを確保するための保障措置の実施を目的とした国際機関（1957年設立）。①保障措置の実施、②原子力発電及び核燃料サイクル分野での企画、研究、及び開発、③医療、鉱工業、食品、農業等への放射線利用及び応用の促進、④原子力安全上の基準の作成及び普及、⑤原子力の平和的利用に係わる技術協力といった幅広い活動を行う。

● 国際原子力機関 (IAEA) 追加議定書 (IAEA Additional Protocol)

IAEAとの保障措置協定に追加して、当該国とIAEAとの間で締結する議定書。1991年にイラクによる秘密裏の核兵器開発の実態が明らかになったのを契機に、これまでのIAEAの権限を強化することを目的に策定されたもの。追加議定書の締結によりIAEAの検認対象が拡大するとともに、短時間通告での立ち入りが可能となる。2003年12月現在、79カ国が署名し、38カ国で発効している。

● 国内計量管理制度

(State System for Nuclear Material Accountancy and Control: SSAC)

国内計量管理制度は、核物質の種類及び量を正確に管理し、これを封じ込め・監視するためのシステム。広義では、核物質の不法な取得及び使用を防ぐための防護や、これらを国として管理するための法的枠組をも含む。IAEAと保障措置協定を締結した国は、保障措置を適用させる際の前提として、計量管理システムを整備する必要がある。

(核物質の計量管理とは、原子力施設にどのような核物質がどれだけあり、一定期間にどれだけ搬入・搬出されたか、そして現在どのような核物質がどれだけ残っているかを正確に管理する手法で、いわば厳密な家計簿のようなもの。)

● **国連アジア太平洋平和軍縮センター (United Nations Regional Centre for Peace and Disarmament in Asia and Pacific)**

アジア太平洋諸国の平和・軍縮への活動を支援するために1988年国連事務局軍縮局の中に設立された組織。毎年日本において国連軍縮会議を開催しているほか、中央アジア非核地帯条約起草支援を行うなど、同センターの活動は「カトマンズ・プロセス」として各方面より高い評価を受けている。

● **国連宇宙空間平和利用委員会**

(Committee On the Peaceful Use of Outer Space: COPUOS)

1959年に国連総会の下に設置された委員会。「宇宙空間の平和目的利用を維持するための方策と手段」との議題で、宇宙の秩序の問題を検討してきたが、軍縮・不拡散的観点からは、現在ではあまり実質的な議論とはなっていない。最近では、この委員会の場で軍縮問題を取り扱うか否かで各国の意見が分かれている。

● **国連監視検証査察委員会 (United Nations Monitoring, Verification and Inspection Commission: UNMOVIC)**

国連特別委員会(UNSCOM)の後身として、イラク問題に関する包括的決議である安保理決議1284(1999年12月17日採択)に基づいて設置された、国連安全保障理事会の補助機関。イラクの大量破壊兵器等(生物・化学兵器、弾道ミサイル)に対する強化された継続的な監視、検証、及び査察を実施する。

● **国連軍縮委員会**

(United Nations Disarmament Commission: UNDC)

第一委員会と並んで、軍縮問題に関して議論するための国連総会の補助機関。1952年設立。第一委員会が国連総会の会期中に開催され、軍縮問題全般を扱うのに対し、UNDCは総会の枠外で、通常、毎年4～5月に行われ、特定のテーマを3年間継続して取り上げ、議論する。

● **国連軍縮会議**

(United Nations Conference on Disarmament Issues)

アジア・太平洋地域において、軍縮・安全保障問題に対する意識を高め、対話を促進する観点から、1989年より毎年開催されている会議。

国連アジア太平洋平和軍縮センター主催。日本政府後援の下、毎年日本国内の地方都市で開催されている。

● 国連軍縮研究所

(the United Nations Institute for Disarmament Research: UNIDIR)

軍縮・不拡散に関する多様なデータを提供することを目的として設立された組織。1984年に採択された国連総会決議39/148Hの中でUNIDIR設立文書が承認された。国連の枠内にありながら、独立して軍縮に関する研究を行っている。ジュネーブに所在。

● 国連軍縮諮問委員会

(UN Secretary-General's Advisory Board on Disarmament Matters)

軍縮問題に関する国連事務総長の諮問機関。個人資格の委員約20名から構成され、軍縮問題一般について事務総長に直接助言する。1978年5～6月に開催された第1回国連軍縮特別総会におけるワルトハイム事務総長の提案に基づき設置され、計7回の会合を開催し、1981年12月末その任務を終了したが、1982年の第37回国連総会決議(37/99K)により、同委員会を復活させることが決定された(1989年に現在の英文名に改定)。

● 国連軍縮フェロースhip

(United Nations Programme of Fellowship on Disarmament)

特に開発途上国における軍縮問題の専門家を育成するため、国連が軍縮問題に携わる各国の中堅外交官・国防省関係者等を対象として行う研修プログラム。1978年の第1回国連軍縮特別総会において実施が決定され、1979年以来毎年実施されている。

● 国連軍備登録制度(United Nations Register of Conventional Arms)

通常兵器の国際的な移転を中心とする軍備の透明性や公開性を向上させ、各国の信頼醸成、過度の軍備の蓄積の防止等を図ることを目的として1991年、国連「軍備の透明性に関する決議」により設置された制度で、国連加盟国が一定のカテゴリーの通常兵器の輸出入に関する情報(1年間の輸出入数量及びその相手国)を国連事務局に通報するもの。

● 国連小型武器会議(The UN Conference on the Illicit Trade in Small Arms and Light Weapons in All Its Aspects)

正式名称は「小型武器非合法取引のあらゆる側面に関する国連会議」。小型武器非合法取引の防止に向けて開催された初めての閣僚級国連会議(2001年7月、於：ニューヨーク)。

● 国連総会第一委員会

(the First Committee of the General Assembly UN)

国連総会の下に設置された6つの主要委員会のうち、軍縮と国際安全保障問題全般を取り上げる委員会。毎年秋の国連総会一般討論後、約5週間の会期で開催されている。

● 国連特別委員会

(United Nations Special Commission: UNSCOM)

湾岸戦争の停戦決議である安保理決議687(1991年4月3日採択)に基づいて、イラクの大量破壊兵器(生物・化学兵器)及び弾道ミサイルの脅威を除去することを目的として、1991年5月に国連が設置した組織。後に安保理決議1284により、国連監視検証査察委員会(UNMOVIC)にその任務が引き継がれた。

● ココム(対共産圏輸出統制委員会、Coordinating Committee for Multilateral Strategic Export Controls: Cocom)

西側諸国による共産圏諸国に対する戦略物資の輸出規制を目的とした輸出管理レジーム。東西冷戦の終結に伴い、1994年3月末に解消された。

● 国家ミサイル防衛(National Missile Defense: NMD)

「ミサイル防衛」を参照。

● 混合酸化物(Mixed Oxide)燃料(MOX燃料)

酸化ウランと酸化プルトニウムなどを混合して作られた核燃料。

【サ行】

● G8グローバル・パートナーシップ(G8 Global Partnership:G8GP)

G8は、2002年のカナナスキス・サミットにおいて、大量破壊兵器、すなわち核、化学、生物の各兵器、及びその関連物資等の拡散防止を主たる目的として、「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」を発表した。これは、まずロシアを対象に、不拡散、軍縮、テロ対策及び環境を含む原子力安全に関連するプロジェクトを協力して実施することを内容とするもの(優先分野は、退役原子力潜水艦の解体、化学兵器の廃棄、核分裂性物質の処分、兵器の研究に従事していた科学者の雇用の4つ)。G8は、本構想の下で協理事業の円滑な実施を図るために、事業の実施に関する「指針」を策定すると共に、今後10年間にわたって200億米ドルを上限に資金協力をを行うことを努力目標として掲げた。日本は、本パートナーシップの中

で、当面、退役原潜解体事業のために1億ドル余りをあて、また、核弾頭から発生する余剰プルトニウム処分のために1億ドルを拠出することとしている。

● 巡航ミサイル（クルーズ・ミサイル）

有翼式ミサイルで、発射から目標に到達するまでの間、吸気型推進システムにより一定の高度・速度で飛翔する。発射地点により、空中発射巡航ミサイル(ALCM)、海洋発射巡航ミサイル(SLCM)、地上発射巡航ミサイル(GLCM)の3種類に分かれる。

● 消極的安全保障（Negative Security Assurance: NSA）

一般的に、核軍縮の分野では、「核兵器国が非核兵器国に対し核兵器を使用しないこと」を言う。

● 地雷禁止国際キャンペーン

(ICBL: International Campaign to Ban Landmines)

地雷禁止を目指すNGOの国際的連合体。国際社会が対人地雷禁止条約締結へ向かう動きを強力に後押しした。1997年のノーベル平和賞を受賞。

● 新アジェンダ（New Agenda Coalition : NAC）

非同盟・西側諸国の中の急進派7カ国（ブラジル、エジプト、アイランド、メキシコ、ニュージーランド、南ア、スウェーデン）。従来の非同盟諸国（NAM）の核軍縮国連決議が時限付き核廃絶を目指していたのに対し、右では広い支持を得られないため、NAM諸国よりはやや穏健な決議案（「核兵器のない世界—新たな課題（アジェンダ）の必要性」）を1998年より国連総会に提出している（但し2001年は決議案を提出せず）。

● 信頼醸成措置（Confidence Building Measures : CBM）

締約国が互いに相手国の軍事活動や条約遵守について不信感を抱くことを防ぐための措置。例えば、軍事活動についての年次報告や、宇宙ロケット発射やミサイル実験を行う際の事前通報等がこれに当たる。

● 「すずらん」

日本の支援によりロシアで建設された、浮体構造型の低レベル液体放射性廃棄物処理施設。1993年、ロシアによる放射性廃棄物の日本海への投棄が明らかになったことを受け、これを防止するため、日露非核化協力の最初の事業として1996年に建設を開始、2001年に供与式典が行われた。現在、ロシア極東ポリシヨイ・カーメニ市のズヴェズダ

造船所に係留され、原子力潜水艦解体により生じる液体放射性廃棄物の処理を行っている。処理能力は年間7000立方メートルで、現在極東に貯蔵されている液体放射性廃棄物（約5000立方メートル）に加え、将来極東において予想される原子力潜水艦の解体によって生じる液体放射性廃棄物（原潜1隻あたり約300立方メートル）を処理するために十分な能力を有している。

● 生物兵器（Biological Weapons : BW）

BWCでは「(1) 防疫の目的、身体防護の目的その他の平和的目的による正当化ができない種類及び量の微生物剤その他の生物剤又はこのような種類及び量の毒素（原料又は製法のいかんを問わない）。(2) 微生物剤その他の生物剤又は毒素を敵対目的のために又は武力紛争において使用するために設計された兵器、装置又は運搬手段」と定義される。生物兵器に使用される代表的な病原体等としては、天然痘ウイルス、炭疽菌、ペスト菌、ボツリヌス毒素等がある。

● 生物兵器禁止条約（Biological Weapons Convention: BWC）

正式名称は「細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約（Convention on the Prohibition of the Development, Production and Stockpiling of Bacteriological (Biological) and Toxin Weapons and on their Destruction)」。開発、生産、保有を含めた生物兵器の全面的禁止及び保有する生物兵器の廃棄を目的とする条約。1975年発効。2003年12月現在の締約国数は151カ国。同条約は加盟国による条約遵守を確認するための手段がないため、検証のための議定書を策定するための交渉が1995年から続けられていたが、2001年に事実上中断した。現在は2006年の次回運用会議に向けて、3か年作業計画に基づくBWC強化プロセスが協議されている。

● 戦域核兵器（Theater Nuclear Weapon）

「戦域（theater）」（例えば、西欧、中近東、朝鮮半島など）で使うことを目的とした核兵器。中距離核戦力（INF）ともいう。

● 戦術核兵器（Tactical Nuclear Weapon）

主に個々の戦場で使用するための核兵器。短距離ミサイル、核火砲、核地雷などが含まれる。短距離核戦力ともいう。

● 戦略核兵器（Strategic Nuclear Weapon）

敵対国の政治経済の中心等を直接攻撃する能力を有する核兵器。長距離核戦力ともいう。一般的には、大陸間弾道ミサイル（ICBM）、潜

水艦発射弾道ミサイル (SLBM)、有人戦略爆撃機搭載の核兵器がこれに該当する。

● **戦略攻撃能力削減に関する条約、モスクワ条約 (the Treaty Between the United States of America and the Russian Federation on Strategic Offensive Reductions)**

米露間の戦略核弾頭 (戦略攻撃兵器) の削減に関する条約 (2003年発効)。2012年末までに米露両国の戦略核弾頭の総数を、それぞれ1700～2200発以下に削減することを定めている。「モスクワ条約」は、その通称名。

● **戦略兵器削減条約 (Strategic Arms Reduction Treaty: START)**

戦略核兵器 (戦略攻撃兵器) の削減等に関する米露 (ソ) 二国間条約。

● **戦略防衛構想 (Strategic Defense Initiative: SDI)**

ソ連のICBMを、発射後に空中で破壊するため、宇宙空間に大規模なミサイル防衛システムを展開しようとする構想。1983年にレーガン米大統領が提唱したが、同政権の終了と共に放棄された。

● **相互確証破壊 (Mutual Assured Destruction: MAD)**

米ソ冷戦時代 (1960年代) に提唱された核抑止理論。米ソ両国が、自国の核戦力の非脆弱性 (相手の攻撃に対する残存能力) を向上させて相手の先制攻撃から自国の核戦力の一部が必ず生き残るようにし、報復攻撃で相手を確実に破壊できる第2撃能力を確保することによって、核攻撃を相互に抑止することができるとするもの。

【夕行】

● **対人地雷禁止条約 (オタワ条約、Convention on the Prohibition of the Use, Stockpiling, Production and Transfer of Anti-Personnel Mines and On Their Destruction)**

対人地雷の使用、生産等を禁止し貯蔵地雷の廃棄、埋設地雷の除去を義務づける条約で、1999年3月に発効した。2003年11月末現在の締約国は141カ国。

● **対弾道ミサイル・システム制限条約、ABM条約 (Anti-Ballistic Missile Treaty)**

米ソ (露) 間において、戦略弾道ミサイルを迎撃するミサイル・システムの開発、配備を厳しく制限することを規定した条約。2001年12月に米国が一方的離脱をロシア等に通報し、その6ヶ月後の2002年6月に失効した。

● **大量破壊兵器 (Weapons of Mass Destruction: WMD)**

一般に、核、生物、及び化学兵器を指す。

● **弾道ミサイル(Ballistic Missiles)**

ロケット式推進システムで大気圏外に打ち上げられ、その慣性の力によって大気圏外を弾道飛翔することで、最小のエネルギーで最大の飛翔距離を得ることができるミサイルの総称。その飛翔距離により、大陸間弾道弾(ICBM：射程 5000 km 以上)、中距離弾道弾 (IRBM：射程 500 - 5000 km)、短距離弾道ミサイル (SRBM：射程 500 km 以下) に分けられる (分類は「ミリタリー・バランス」による)。

● **弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範 (Hague Code of Conduct against Ballistic Missile Proliferation: HCOC)**

輸出管理だけではミサイル技術の拡散が進行するのをくい止めることはできないとの観点から、2002年11月、オランダのハーグで採択された弾道ミサイル不拡散のためのグローバルな規範。弾道ミサイルの拡散防止、開発・実験・配備の自制、宇宙ロケット計画を弾道ミサイルの隠れ蓑にしないこと、信頼醸成措置などが主な内容。法的拘束力を持つ国際約束ではなく、政治的拘束力を持つ規範として位置づけられている。2004年2月現在、112カ国が参加。

● **中国遺棄化学兵器**

(Abandoned Chemical Weapons in China: ACW)

先の大戦中に中国に残された旧日本軍の化学兵器。化学兵器禁止条約 (CWC) 上、日本がその廃棄義務を負う。

● **朝鮮半島エネルギー開発機構**

(Korean Peninsula Energy Development Organization: KEDO)

米朝間の「合意された枠組み」(1994年10月21日)を踏まえ、1995年3月9日に日米韓により設立された国際共同事業体 (その後、1997年9月、EUが日米韓と同様の理事会メンバーとしての資格で加盟)。北朝鮮の既存又は計画中の核関連施設の凍結・解体等の見返りとして軽水炉 (電気出力約 1000MW e の軽水炉を2基) を建設することを目的に、北朝鮮に対して、軽水炉プロジェクトの資金手当及び供与、並びに暫定的な代替エネルギー (重油) の供与を行うこととした。

しかし、2002年10月に北朝鮮がウラン濃縮計画を認めたことを受けて、同年12月より重油の供給は停止。その後、北朝鮮は2003年1月にNPT脱退を表明するとともに、黒鉛実験炉を再稼働させ、さらに、約8000本の使用済み燃料棒を6月までに再処理した旨明らかにした。こ

うした状況の中、KEDO 理事会は2003年11月、軽水炉プロジェクトの基礎が失われたと判断し、同年12月1日より1年間に亘り軽水炉プロジェクトを「停止」することを決定した。

●通常兵器(Conventional Weapons)

通常兵器に関し確立した定義はないが、一般には核兵器、生物兵器、化学兵器といった大量破壊兵器を除く全ての在来の兵器を指すものと考えられる。

●特定通常兵器使用禁止・制限条約 (Convention on Prohibition or Restrictions on the Use of Certain Conventional Weapons Which May Be Deemed to Be Excessively Injurious or to Have Indiscriminate Effects: CCW)

非人道的と認められる特定の通常兵器（地雷、ナパーム弾等）の使用を禁止または制限する条約。1980年採択、83年発効。2003年12月現在92カ国が加盟。本体条約と5つの附属議定書からなる。

【八行】

●爆発性戦争残存物(Explosive Remnants of war)

不発弾及び遺棄弾の総称。2003年11月の特定通常兵器使用禁止制限条約 (CCW) 締約国会合において、「爆発性戦争残存物に関する議定書」が採択された。

●非核三原則

日本が自ら核兵器を持たず、作らず、また日本への核兵器持ち込みも認めないとの政策。「非核三原則」という言葉で公式に表現するに至ったのは、1967年12月の臨時国会及び1968年の通常国会における佐藤総理（当時）の発言以来である。その後国会において昭和46年11月に沖縄返還問題に関して政府が非核三原則を遵守すべき旨を含む衆議院決議が採択され、また、昭和51年4月及び5月には、核兵器不拡散条約採択後に、衆参両院外務委員会においてそれぞれ、非核三原則が国是として確立されていることに鑑み、いかなる場合においてもこれを忠実に履行ないし遵守することにつき政府が努力すべき旨を含む決議が採択された。歴代内閣はこれら決議を尊重し、非核三原則を堅持している。

●非核兵器地帯 (Nuclear Weapons Free Zone)

一般的には、国際約束により、①特定の地域において、域内国が核兵器の生産、取得、保有及び管理を行うことを禁止するとともに、②

核兵器国（米国、ロシア、英国、フランス、中国）がこれら諸国への核攻撃をしないことを誓約する（消極的安全保障の供与）議定書を締結することによって作り出される「核のない地帯」のこと。

● 武器輸出三原則

武器輸出に関して1967年に制定された3原則で、(1) 共産圏諸国向け、(2) 国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向け、(3) 国際紛争の当事国又はその恐れのある国向け、の場合には武器輸出を認めない日本の政策をいう。1976年の武器輸出に関する政府方針と併せて日本の武器禁輸政策を構成する。

その後、1976年政府統一見解により、三原則が拡大され、三原則対象地域以外の地域についても、「武器」の輸出は慎むこととされた。ここで言う「慎む」とは、「原則として認めない」という意味である旨、国会答弁で明らかにされている。

したがって、現時点においては、三原則対象地域であるか否かにかかわらず、原則として、「武器」の輸出は認められないこととされている。三原則によらないとする主な例としては、①対米武器技術供与取極に基づく輸出、②ACSAに基づく輸出、③人道的な対地雷除去活動に必要な機材の輸出、④化学兵器禁止条約に基づく中国国内における遺棄化学兵器の処理事業の実施に伴う武器等の輸出、⑤テロ対策特別措置法及びイラク人道復興支援特措法に基づく活動の実施に伴う武器等の輸出、がある。

● 兵器用核分裂性物質生産禁止条約、カットオフ条約 (Fissile Material Cut-off Treaty: FMCT)

核兵器及びその他の核爆発装置用の核分裂性物質（プルトニウム及び高濃縮ウラン等）の生産を禁止する条約。1993年9月にクリントン米大統領によって提案された。条約交渉はジュネーブ軍縮会議にて行われることとなっているが、ジュネーブ軍縮会議の停滞から2003年末時点においても交渉は開始されていない。

● 平和的核爆発

軍事的目的ではなく、大規模な土木工事や地下資源開発など、民生的・平和的のために利用される核爆発をいう。1974年、インドは、原子炉から得た使用済み核燃料から抽出したプルトニウムを利用して核実験を行い、これを「平和的核爆発」と称した。なお、包括的核実験禁止条約（CTBT）では、あらゆる核爆発が禁止されているため、CTBTの下ではいわゆる平和的核爆発も禁止の対象となる。

● 包括的核実験禁止条約

(Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty: CTBT)

地下核実験を含むあらゆる「核兵器の実験的爆発又は他の核爆発」を禁止する条約。1963年に作成された部分的核実験禁止条約（PTBT）が地下核実験を対象としていなかったことから、地下核実験を含む全ての核実験を禁止する条約として策定された。1996年9月に国連総会にて採択。条約の発効には、条約の附属書二に列記されている44カ国（発効要件国）の批准が必要であり、現時点では未発効。

条約発効時には包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）が設立されることになっているが（条約第2条1）、1996年11月よりCTBTO準備委員会が毎年2回ウィーンで開催されている。1997年3月、準備委員会第一会期再開会期において、同委員会暫定技術事務局が設立された。

● 包括的保障措置協定(Comprehensive Safeguards Agreements)

核兵器不拡散条約（NPT）を履行する手段として、NPTに加入した非核兵器国が、IAEAと締結することを義務づけられている保障措置協定。締結国すべての平和的な原子力活動に係るすべての核物質を対象に、核兵器とその他の核爆発装置に転用されていないことを確認することを目的として、保障措置の実施、即ち締結国の申告及びIAEAの検認に係る両者の権利及び義務を規定したものの。

● 保障措置（Safeguards）

平和的利用を目的とした核物質や原子力施設などが軍事的目的に転用されないことを確認するための措置。核不拡散を核物質管理面から支えるものである。右措置の実施を主な目的として設立されたIAEAは、保障措置協定締結国の核物質を計量管理し、核物質の収支及び損失量を分析すること等によって転用の有無を判断する。

【マ行】

● ミサイル技術管理レジーム

(Missile Technology Control Regime: MTCR)

大量破壊兵器の運搬手段となるミサイル及び有人航空機以外のその他の運搬手段（宇宙ロケット、観測ロケット、無人航空機）並びにその開発に寄与しうる関連汎用品・技術の輸出規制を目的とする輸出管理レジーム。33カ国が参加(2003年11月時点)。

● ミサイル防衛（Missile Defense: MD）

米国が推進している、弾道ミサイルによる攻撃に対してミサイルやレーザー兵器等で迎撃して防衛する兵器システム、もしくはその概念。

本来は米国（現ブッシュ政権）における名称であるが、他国の同様なシステム等の一般的な呼称にも使われるようになってきている。また、一般的な呼称としては「弾道ミサイル防衛（Ballistic Missile Defense: BMD）」ともいう。

なお米国におけるこの構想は、レーガン政権（1981～1989）の「戦略防衛構想（Strategic Defense Initiative: SDI）」を端緒として、その後、前ブッシュ政権（1989～1993）の「限定的弾道ミサイルに対するグローバル防衛」（Global Protection Against Limited Strikes: GPALS）」、クリントン政権（1993～2001）の「国家ミサイル防衛（National Missile Defense: NMD）」及び「戦域ミサイル防衛（Theater Missile Defense: TMD）」、そして現ブッシュ政権（2001～）の「ミサイル防衛（MD）」と変遷してきている。

米国は、大量破壊兵器等で武装したテロリスト等がもたらし得る破局的な危害から米国民を防護する諸政策の一環として、2002年12月、2004年から2005年までのミサイル防衛の初期配備を決定した。

日本は、大量破壊兵器、弾道ミサイル等の拡散が国際社会が直面する攻撃に対して国民の声明・財産を守るために純粹に防御的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段であり、専守防衛を宗とする日本の防衛政策にふさわしいものであり、日本としても技術的な実現可能性が高いと判断し、2003年12月、弾道ミサイル防衛（BMD）システム（イージスBMDシステムとパトリオットPAC-3による多層防衛システム）の整備を決定した。

● 未臨界核実験（subcritical experiment）

プルトニウム等の核分裂性物質を高性能火薬により爆縮させ、臨界以下の爆縮の状況を確認する実験。化学爆発は起こるが、核分裂連鎖反応が維持されない未臨界状態で反応が止まるため、臨界を超えず、包括的核実験禁止条約（CTBT）によって禁止されている「核爆発」は生じない。

【ヤ行】

● 輸出管理

国際的な平和と安全の維持を妨げることとなると認められる場合に、貨物又は技術の輸出に際して、輸出管理当局の許可に服せしめること。

大量破壊兵器等の関連汎用品・技術の供給能力を有する日本は、国際的輸出管理レジーム（ミサイル技術管理レジーム、原子力供給国グループ、オーストラリア・グループ、ワッセナー・アレンジメント）に

参加している国と協調しつつ、外国為替及び外国貿易法に基づき、輸出貿易管理令及び外国為替令に輸出管理品目リストを規定し、このリストに掲載された管理品目の輸出に際しては、原則として輸出先に関わらず許可申請を必要とする厳格な輸出管理を実施している。

● **余剰兵器プルトニウム (Surplus Weapon-Grade Plutonium)**

国防上不要なものとして解体された核兵器から取り出された兵器級プルトニウム（一般的には、プルトニウム-240の比率が7%未満のプルトニウムを指す）。

【ワ行】

● **ワッセナー・アレンジメント (Wassenaar Arrangement: WA)**

ココムが発展解消し、その後継として1996年設立された、(1) 通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の過度な蓄積を防止することにより、地域及び国際社会の安全と安定に寄与し、(2) グローバルなテロとの闘いの一環として、テロリストグループ等による通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の取得を防止することを目的とする国際的輸出管理レジーム。2003年12月現在、33カ国が参加。